

# 廿日市市市民活動センターの指定管理者制度導入に向けた意見交換 実施要領

## 1 意見交換の目的

廿日市市市民活動センターは、市民活動の活発な市民主体の豊かで活力ある地域社会の実現を目指し、多様な主体による地域協働を形成することを目的として設置しており、市民等の市民活動への参加促進やまちづくり活動団体の活動を活性化するために必要な支援を行っています。

令和4年4月から予定している指定管理者の公募に向けて、公募への参加に意欲のある事業者の皆さまとの“対話”を通じて、公募に向けた条件や仕様書の内容をよりよく整理するために、事業者の皆さまと意見交換を実施します。

## 2 意見交換対象施設

### (1) 名称

廿日市市市民活動センター

### (2) 募集概要及び業務の内容

別紙「廿日市市市民活動センター指定管理者募集概要（案）」及び「廿日市市市民活動センター指定管理者仕様書（案）」のとおり

### (3) 所在地

廿日市市住吉二丁目2番16号

### (4) 指定管理期間

（予定）令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## 3 意見交換スケジュール

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| ①実施要領の公表・配布               | 令和4年2月3日（木）～      |
| ②意見（質問）の提出及び<br>対話への参加申込み | 令和4年2月22日（火）      |
| ③対話の実施                    | 令和4年3月1日（火）～7日（月） |
| ④実施結果概要の公表                | 令和4年3月中           |

## 4 意見交換の内容

### (1) 対象者

意見交換に参加することが出来る事業者は、事業の実施主体となる意向を

有する法人等又は法人等のグループであり、かつ、別紙「廿日市市市民活動センター指定管理者募集概要（案）」の「４（２）欠格事項」に該当しないこととします。

## （２）意見交換の項目（予定）

別紙「廿日市市市民活動センター指定管理者募集概要（案）」及び「廿日市市市民活動センター指定管理者仕様書（案）」を基に、特に下記の項目について意見交換します。

- （ア）管理に関する基本的な考え方
- （イ）業務の概要
- （ウ）まちづくり活動事業に関する業務について
- （エ）施設等の管理に関する業務について
- （オ）利用業務の内容
- （カ）管理経費の上限額等
- （キ）その他

## （３）意見交換の方法

- ①意見（質問）表の提出のみ
- ②対話（意見交換）

# ５ 意見交換の手続き

## （１）参加の申込み

- ①意見（質問）表の提出のみ

別紙「意見（質問）表(様式１)」に記入し、件名を【意見（質問）表】として、申込先へＥメールにてご提出ください。

- ②対話（意見交換）

対話（意見交換）に参加を希望する場合は、別紙「エントリーシート（様式２）」に必要事項を記入し、件名を【意見交換 参加申込み】として、申込先へＥメールにてご提出ください。

## （２）受付期間と申込先

- ①申込受付期間

令和4年2月3日（木）～2月22日（火） 17時

②申込先

「7.問い合わせ先」のとおり

（3）対話（意見交換）の日時及び場所の連絡

参加申込のあった参加者の担当者宛に、実施日時及び場所をEメールにて連絡します。希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

（4）対話（意見交換）の実施

①実施期間

令和4年3月1日（火）～3月4日（金）、3月7日（月）

②所要時間

30分から1時間程度

③場所

廿日市市市民活動センター

※希望する場合は、オンライン（Zoom）でも対応可能です。

④その他

対話（意見交換）は、事業者のアイデア・ノウハウを保護するために個別に実施します。

実施に際して、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合は、提出分として当日3部ご用意していただくか、事前にメールで送付してください。

（5）意見交換結果の公表

実施結果については、後日ホームページで概要の公表を予定しています。公表にあたっては、参加事業者の名称は非公開とし、また、公表内容については事前に参加事業者へ公表内容の確認を行います。

## 6 留意事項

（1）参加事業者の取扱い

意見交換への参加実績は、指定管理者公募等における評価の対象となりません。

（2）費用負担

意見交換に参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話等の協力のお願い

本意見交換終了後も、必要に応じて追加の対話やアンケートによる意見交換等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いします。

7 問い合わせ先

廿日市市自治振興部協働推進課（廿日市市市民活動センター内）

〒738-0014 廿日市市住吉二丁目2番16号 担当：上田、和田

T E L : (0829)32-3810

F A X : (0829)32-3742

E-mail : kyodosuishin@city.hatsukaichi.lg.jp